

「消したはず」

決めつけないで もう一度」

春の火災予防運動

3月1日(木)から7日(水)までは春の火災予防運動が実施されます。改めて防火について考えてみましょう。

いのちを守る 7つのポイント

▼3つの習慣

○寝たばこは、絶対やめる
○暖房器具は、燃えやすいものから離れた位置で使用する

○ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

▼4つの対策

○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する

○寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災品を使用する

○火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置する

○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

ほかに防火のために心がける点があります。一人ひとりの心がけが大切です。

住宅用火災警報器 設置しましたか？

幸手市では、全ての住宅について、設置することが義務づけられています。

主に寝室や階段に設置することになっていますが、詳細については消防署までお問い合わせください。

※台所には設置する義務はありませんが、火災の早期発見のためにも設置するようにしてください。

▼実際にあった事例

「居住者が台所で調理中、コンロの火をつけたまま外出したため、時間の経過と

ともに鍋の中身が焦げ、煙が発生。台所に設置していた住宅用火災警報器が作動。警報音に気づいた近所の人々が、焦げ臭いと感じたため119番通報、火災には至らなかった。」など多数寄せられています。

▼老朽化の消火器について

腐食などの進んだ消火器は破裂事故の原因となります。専門業者に処分してもらいましょう。

火災防务ターコンフル 受賞者の作品展示

3月1日(木)から7日(水)までウェルス幸手に展示します。

問合せ 消防署 ☎(42) 9119・FAX(42) 9117

悪質訪問販売にご注意

消火器や、住宅用火災警報器の悪質訪問販売が増えています。もし、騙されてしまったら、消費生活支援センターにご相談ください。

相談 埼玉県消費生活支援センター春日部 ☎048(734)0999

地域医療連携ネットワークシンポジウムを開催

埼玉利根保健医療圏(行田市・加須市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・宮代町・白岡町・杉戸町)では、圏内に在住する住民・患者を対象とした情報技術を活用し診療情報を共有するネットワークシステムを4月から試行し、7月から運用開始します。

それに伴い、みなさんの命と健康を守るため医療機関が役割分担しながら連携し、地域全体で医療を完結していく医療連携ネットワークについてシンポジウムを開催します。

と き 3月17日(土)午後1時30分～3時40分
ところ パストラルかぞ小ホール(加須市上三俣2255)
内 容 ①基調講演

『地域医療連携ネットワークシステム「とねっと」について』

済生会栗橋病院院長 遠藤康弘氏・久喜総合病院院長 井坂茂夫氏

②パネルディスカッション

『住民が安心できる地域医療連携について』

コメンテーター 小倉真治氏(岐阜大学)ほか

定 員 200人(申込み順)※事前申し込みが必要です。

申込み 幸手保健所 ☎(42) 1101・FAX(43) 5158

問合せ 健康増進課 ☎(42) 8421・FAX(42) 2130



4月から浄化槽の定期水質検査を

行う検査機関が変わります



埼玉県環境検査研究協会「**（社）埼玉県浄化槽協会**」に変わります。

受検されていた人は、次回からは「**（社）埼玉県浄化槽協会**」が検査を行います。今まで定期水質検査を受検していない人は、検査機関に連絡して検査の手続をしてください。

※定期水質検査の手数料は変わりません。（左表）

【定期水質検査の手数料(非課税)】	
10人槽以下	5,000円
11～20人槽	7,000円
21～50人槽	10,000円
51～300人槽	13,000円
301～500人槽	15,000円
501人槽以上	32,000円

どうして検査するの？

家庭からの生活排水が川の汚濁原因の7割以上を占めています。浄化槽を安心して使い、地域の水環境を良好に保つために検査を受けます。

浄化槽を使用している人は、地域の水環境のためにも、必ず定期水質検査を受けるようにしましょう。

問合せ

○3月までの検査機関

（社）埼玉県環境検査研究協会 浄化槽検査課 ☎048(649)5151
（さいたま市大宮区上小町1450-11）

○4月以降の検査機関

（社）埼玉県浄化槽協会 浄化槽水質検査部 ☎048(533)4700
（熊谷市新堀915-10）

何が変わるの？

浄化槽の保守点検と清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかどうかを検査する浄化槽の「健康診断」です。

定期水質検査とは

現在、浄化槽を使用されている人は「保守点検」、「清掃」とは別に年1回の「定期水質検査」の受検が法律により義務付けられています。

（9）
4月1日から定期水質検査を行う検査機関が「（社）

人権それは愛

あなたの心

去年は、度重なる地震や台風による豪雨など多くの災害に見舞われました。中でも、多数の犠牲者と甚大な被害をもたらした東日本大震災から1年が経過します。今なおつらく大変な思いをしている方が大勢います。

被災された方の中には、親を亡くした子どもたち、障がいのある方、高齢の方などがあることも忘れてはなりません。

震災が起きてからのことを思いだしてください！自らも避難住民でありながらボランティア活動に励む少年・少女の姿。避難所で助け合うみんなの姿がありました。

しかし、一方で、ある避難所では、視覚障がい者の方で夜中にトイレに行くときに白杖の音がうるさいと言われ、つらい思いをした方もいたようです。立場の弱い人達は二重三重の困難に直面していました。

私たちは、被災地の1日も早い復興を願い、引き続き温かい支援や思いやりの心をもつ必要があります。震災について家族や職場などで共に考えること、「みんなでがんばろう」の励ましの言葉や思いを送ること、それも「あなたの心」のひとつではないでしょうか。